事　業　主　の　皆　様　へ

当協会では、令和８年２月及び３月に、安全衛生法の安全衛生教育（再教育）を下記のとおり実施いたします。

これらの再教育は、労働者や管理者が、職場での安全と健康に関する重要な知識やスキルを継続的に学ぶことを目的としており、事業主は有資格者に対しおおむね５年ごとに再教育を行うよう努めなければなりません。

令和８年１月２９日現在、定員に達するまで余裕がございますので、是非、参加していただきより一層の労働災害防止に努めていただきますようご案内申し上げます。

記

令和８年２月～３月開催安全衛生教育(再教育)日程

【再教育】概ね５年ごとに受講

講習名	日程	対象業務	受講料（テキスト代含）	受付期間	定員
職長・安全衛生責任者能力向上教育（再教育）	2/24	職長・安全衛生責任者教育を修了している方	会員￥16,720 会員外￥18,920	12/23 ～ 2/10	50名
玉掛け業務従事者安全衛生教育（再教育）	2/25	玉掛け技能講習を修了している方	会員￥10,200 会員外￥12,400	12/24 ～ 2/12	50名
フォークリフト従事者安全衛生教育（再教育）	2/26	フォークリフト技能講習を修了している方	会員￥10,000 会員外￥12,200	12/25 ～ 2/13	50名
有機溶剤作業主任者能力向上教育（再教育）	3/10	有機溶剤技能講習を修了している方	会員￥14,520 会員外￥16,720	1/9 ～ 2/24	50名

♦申込書等の入手方法

①当協会のホームページからプリントアウトできます。
URL: http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会　　検索

②当協会へご連絡いただき、郵送またはFAXで送付いたします。

♦問合せ先

旭川地方労働基準協会　　TEL:０１６６－２２－８６２１　　FAX:２２－８６８６